

岐阜県公報

号外(一) 平成三十年七月九日

目次

岐阜県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	二二
ぎふ清流文化プラザ条例の一部を改正する条例	(文化創造課)	一〇
岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(医療整備課)	一一
岐阜県福祉友愛アリーナ条例	(障害福祉課)	一一
岐阜県福祉友愛プール条例の一部を改正する条例	(同)	一四
岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例	(議事調査課)	一五

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第四三三号)
- 法人県民税及び法人事業税
 - 法人県民税及び法人事業税の電子申告について、資本金の額が一億円を超える法人等に関し、平成三三年四月一日以後に開始する事業年度から義務化することとした。(第三四条及び第四四条の二関係)
 - 県たばこ税
 - 加熱式たばこの課税方式を新たに設け、これまでの課税方式(パイプたばこの課税方式)から五年間かけて段階的に移行することとした。(第六〇条の二の二及び第六〇条の三関係)
 - 県たばこ税の税率を、段階的に引き上げることとした。(第六〇条の四関係)
 - 紙巻きたばこ旧三級品の軽減税率の廃止時期を平成三一年四月一日から同年一〇月一日に延期することとした。(平成二七年改正条例附則第八項、第一八項及び第一九項関係)
 - 不動産取得税
 - 一定の低未利用土地を取得した場合における不動産取得税について、その取得が市町村の活用の促進に関する計画に基づいたもので、平成三三年三月三十一日までに行われたものであるときは、課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第七条関係)
 - 中小企業等が、その経営力の向上のために、国の認定を受けて、他の中小企業等から事業を譲り受けた場合は、その譲受けに伴って平成三三年三月三十一日までに取得した不動産に係る不動産取得税について、課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第七条関係)

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(休日) 休日に当たる (とき) は翌日

平成三十年七月九日

「第二項」に改め、同条第四項中「」によつて「を」により「に」においては「を」「は」「に」に第一項を「」に同項に改め、同条第五項中「の者」を「に掲げる者」に「によつて」を「により」「に」においては「を」には「に」「第二條の第七項」を「第二條第四項及び第二條の第七項」に改める。

第三十四條に次の三項を加える。

3 特定法人（法第五十三條第四十七項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、第一項の規定により、同項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法、施行令若しくは施行規則若しくはこの条例若しくはこれに基づく規則の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第一項の規定にかかわらず、同条第四十六項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（次項において「添付書類記載事項」という。）を、法第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第五項において「機構」という。）を経由して行う方法その他法第五十三條第四十六項の総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

4 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、法、施行令若しくは施行規則その他法第五十三條第四十八項の政令で定める法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則の規定を適用する。

5 第三項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二條第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第三十八條第五項中「節」の下に「第四十四條の二を除く。」を加える。

第四十四條第一項第五号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「第七十二條の三十三第三項」を「第七十二條の三十一第二項の規定の適用を受ける法人にあつては遅滞なく、同条第三項」に、「は、同項」を「にあつては同項」に改める。

第四十四條の二を第四十四條の二の二とし、第四十四條の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第四十四條の二 特定法人（法第七十二條の三十二第二項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、前条第一項又は第三項の規定により、これらの規定による申告書又は修正申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法、施行令若しくは施行規則若しくはこの条例若しくはこれに基づく規則の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、前条第一項又は第三項の規定にかかわらず、法第七十二條の三十二第一項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（次項において「添付書類記載事項」という。）を、法第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他法第七十二條の三十二第一項の総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、法、施行令若しくは施行規則その他法第七十二條の三十二第三項の政令で定める法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二條第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第五十一條の七の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第五十一條の七の二 特定法人（消費税法第四十六條の二第二項に規定する特定法人をいう。）である事業者（前条各項並びに法第七十二條の八十八第二項及び第七十二條の八十九各項の事業者に限る。）は、前条又は法第七十二條の八十八第二項若しくは第七十二條の八十九の規定により、前条各項又は法第七十二條の八十八第二項若しくは第七十二條の八十九各項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前条並びに法第七十二條の八十八第二項及び第七十二條の八十九の規定にか

かわらず、法第七十二条の八十九の二第一項の総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、同条第一項の総務省令で定めるところにより、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他法第七十二条の八十九の二第一項の総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、法、施行令若しくは施行規則その他法第七十二条の八十九の二第二項の政令で定める法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第五十三条第一項中「二戸につき千二百万円」を「二戸」に改め、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、「につき千二百万円」を「」について千二百万円」に改め、同条第二項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「前項」に改め、同条第三項中「第五十八条の二第一項」を「第五十五条第三項」に、「及び第五十八条の二第一項」を「及び第三項」に、「につき」を「について」に改め、同条第四項中「一構を」を「一構と」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「場合において」を「ときは」に、「時に限り」を「ときに限り」に改め、同条第六項中「第一項」を「第一項」に改め、同条第七項中「においては」及び「にあつては」を「には」に改め、同条第十五項中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第六十条の二の次に次の一条を加える。

（製造たばこみなす場合）
第六十条の二の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の施行令第三十九条の九に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製

造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第六十条の三第一項中「消費等」の下に「第三項第二号イにおいて「売渡し等」という。）を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、「第三十九条の九」を「第三十九条の九の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第八条の二の三に規定するものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令第三十九条の九の二第四項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十七号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第六十条の四中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第六条の二の三中「除く」の下に「次条において同じ」を加える。

附則第六条の二の四第一項中「(第七条を除く。)」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、第五十一条の七各項の規定による申告に係る同条及び第五十一条の七の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条の七の二第二項	知事	税務署長
並びに法第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の八十九各項	並びに法第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の八十八第二項	及び法第七十二条の八十八第二項
第七十二条の八十八第二項若しくは第七十二条の八十九の	第七十二条の八十八第二項若しくは第七十二条の八十九の	第七十二条の八十八第二項前段の
第七十二条の八十八第二項若しくは第七十二条の八十九の	第七十二条の八十八第二項若しくは第七十二条の八十九の	第七十二条の八十八第二項
並びに法第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の八十九の	並びに法第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の八十八第二項前段の	及び法第七十二条の八十八第二項前段の
、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第三項において「機構」という。)を経由して行う方法その他法第七十二条の八十九の第二項の総務省令で定める方法により知事に	、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として同条第一項の総務省令で定める方法により	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として同条第一項の総務省令で定める方法により
第五十一条の七の二第三項	法第七百六十二条第一号の機構	同項の国税庁
電子計算機(入出力装置を含む。)	電子計算機	電子計算機

知事 税務署長

附則第六条の二の四第二項中「(第七条を除く。)」を削る。

附則第七条第十二項中「つき千二百万円」を削り、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、同条に次の二項を加える。

15 都市再生特別措置法第九十九条の六第二項第一号に規定する者が同法第九十九条の八の規定による公告があつた同法第九十九条の六第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第四十六条第十七項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第七条第二十二項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。

16 租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画(同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限り。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第七条第二十三項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十一条の七第三項第二号中「第二十五条の十三の八第六項」を「第二十五条の十三の八第九項」に改める。

第二条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第六十条の三第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第六十条の三第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第六十条の四中「九百三十円」を「千円」に改める。

第四条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第六十条の第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六を」を「〇・八」に改める。

第六十条の四中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第六十条の二の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第六十条の三第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(岐阜県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「は、二十八年新条例」を「は、岐阜県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十八項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第十九項の表附則第十項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十一項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同表附則第十二項の表第六十条の九の二第一項の項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中岐阜県税条例第五十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに同条例附則第七条第十二項及び第十一条の七第三項第二号の改正規定 公布の日
- 二 第一条中岐阜県税条例第五十三条第十五項の改正規定、同条例第六十条の二の次に一条を加える改正規定、同条例第六十条の三及び第六十条の四の改正規定並びに第六条及び附則第六項から第十一項までの規定 平成三十年十月一日
- 三 第一条中岐阜県税条例第二十七条の改正規定及び次項の規定 平成三十一年一月

一日

四 第二条及び附則第十二項の規定 平成三十一年十月一日

五 第一条中岐阜県税条例第三十四条に三項を加える改正規定、同条例第三十八条第五項並びに第四十四条第一項第五号及び第三項の改正規定、同条例第四十四条の二を第四十四条の二の二とし、第四十四条の次に一条を加える改正規定、同条例第五十一条の七の次に一条を加える改正規定並びに同条例附則第六条の二の三及び第六条の二の四の改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定 平成三十二年四月一日

六 第三条及び附則第十三項から第十八項までの規定 平成三十二年十月一日

七 第四条及び附則第十九項から第二十四項までの規定 平成三十三年十月一日

八 第五条及び附則第二十五項の規定 平成三十四年十月一日

九 第一条中岐阜県税条例附則第七条に二項を加える改正規定(同条第十五項に係る部分に限る。) 公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十二号)の施行の日のいずれか遅い日

十 第一条中岐阜県税条例附則第七条に二項を加える改正規定(同条第十六項に係る部分に限る。) 産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十六号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)第二十七条第一項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例(以下「三十二年四月新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

4 三十二年四月新条例第三十八条第五項及び第四十四条の二の規定は、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

5 三十二年四月新条例附則第六条の二の四第一項後段の規定により読み替えられた三十二年四月新条例第五十一条の七の二の規定は、地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間が附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合には、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

7 平成三十年十月一日前に岐阜県条例第六十条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(同条例第六十条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(岐阜県条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三十五号)附則第七項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項、次項及び附則第十一項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する岐阜県条例第六十条第一項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号。附則第十一項において「改正省令」という。)附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

10 附則第七項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第六十条の三第一項、第六十条の四、第六十条の五、第六十条の七、第六十条の八及び第六十条の十一の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条の三第二項	前項	岐阜県条例等の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第四十三号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。)附則第七項
第六十条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第七項
第六十条の九第一項	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第八項の規定によつて申告書
	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第八項及び第九項の規定によつて申告納付する
第六十条の九第二項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第八項
第六十条の九の二第二項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第八項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日

11 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所を有する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第七項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、岐阜県税条例第六十条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正省令附則第五条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

12 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

13 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

14 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号。以下「改正省令」という。）附則第四条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たば

こ税額

三 その他参考となるべき事項

16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

17 附則第十四項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例（以下この項において「三十二年十月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十二年十月新条例第六十条の三第一項、第六十条の四、第六十条の五、第六十条の七、第六十条の八及び第六十条の十一の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条の三第二項	前項	岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第四十三号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第十四項
第六十条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十四項
第六十条の九第一項	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第十五項の規定によつて申告書
第六十条の九第二項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十五項
第六十条の九の二第一項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十五項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日

18 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所を有する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十四項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、岐阜県税条例第六十条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正省令附則第四条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

19 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

20 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

21 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正省令附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

22 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該

申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

23 附則第二十項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の岐阜県税条例（以下この項において「三十三年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十三年新条例第六十条の三第一項、第六十条の四、第六十条の五、第六十条の七、第六十条の八及び第六十条の十一の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条の三第二項	前項	岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県税条例第四十三号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第二十項
第六十条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第二十項
第六十条の九第一項	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第二十一項の規定によつて申告書
第六十条の九第二項	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第二十一項及び第二十二項の規定によつて申告納付する
第六十条の九第二項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十一項
第六十条の九の二第二項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十一項
第六十条の九の二第二項	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日

24 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所を有する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第二十項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ

税に相当する金額を、岐阜県条例第六十条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正省令附則第五条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

25 附則第一項第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

ぎふ清流文化プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十四号

ぎふ清流文化プラザ条例の一部を改正する条例

ぎふ清流文化プラザ条例（平成六年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「第九条第三項」を「第十条第三項」に、「第八条」を「第九条」に改める。

第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条を第十七条とする。

第十五条第一号中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第二号中「第九条第五項」を「第十条第五項」に改め、同条第三号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「第八条」を「第九条」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第十二条とする。

二 県民文化の振興及び地域社会の活性化に資する公演等の事業の企画及び実施に関すること。

第十条第三号中「第十二条各号」を「第十三条各号」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十一条とする。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に文化プラザの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第九条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条の見出しを「（利用料金の納入等）」に改め、同条第一項中「別表に掲げる額の使用料を納入し」を「指定管理者に利用料金を支払わ」に改め、同条第二項中「前項の使用料」を「利用料金」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「知事」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「知事」を「指定管理者」に改め、同条第四項中「知事」を「指定管理者」に、「第一項の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（利用料金）

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、文化プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

別表中「第六条」の下に、「第十一条」を加え、同表セミナー室の部を削り、同表駐車場の部中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表備考第二号中「使用する」を「利用する」に改め、「使用料」を削り、「に定める」を「の長良川ホルの項に掲げる」に改め、同表備考第三号中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第四号中「使用時間区分」を「この表の金額の欄に規定する時間帯

(以下「時間帯区分」という。)に、「時間に使用する場合の使用料」を「時間帯を利用する場合」に、「のとおり」を「に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号イ中「使用時間帯区分」を「時間帯区分」に「使用する」を「利用する」に、「使用時間に」を「利用時間に」に、「に定める午前の使用料の」を「の午前の欄に掲げる」に改め、同号ロ中「使用時間帯区分」を「時間帯区分」に、「使用する」を「利用する」に、「に定める午後の使用料の」を「の午後の欄に掲げる」に改め、同号ハ中「使用時間帯区分」を「時間帯区分」に、「使用する」を「利用する」に、「に定める夜間の使用料の」を「の夜間の欄に掲げる」に改め、同表備考第五号中「使用料の」を「前号の規定により算定した」に、「十円未満を」を「これを」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同表備考第六号中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則第二項を次のように改める。

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)附則第二十八条に規定する場合において、同条に規定する既存の病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該療養病床の病

床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第六項中「第五十三条」を「第五十三条の二第一項」に、「届出をした」を「届出に係る」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「第五十四条」を「第五十四条の二第一項」に、「届出をした」を「届出に係る」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「第八条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第八項中「第五十五条」を「第五十五条の二第一項」に、「届出をした」を「届出に係る」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「第八条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同項を附則第七項とし、附則中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一项を第十項とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

2 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第十項及び第十一項」を「附則第九項及び第十項」に改める。

(岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

3 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第十項及び第十一項」を「附則第九項及び第十項」に改める。

附則第五項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改める。

岐阜県福祉友愛アリーナ条例をここに公布する。

平成三十年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県福祉友愛アリーナ条例

(設置)

第一条 障害者の社会参加の促進並びに障害者のスポーツの推進及び競技水準の向上を図るため、岐阜市に岐阜県福祉友愛アリーナ（以下「アリーナ」という。）を設置する。

(使用の許可)

第二条 アリーナ（附属設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）以下この条から第五条まで及び第九条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にアリーナの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アリーナの使用を許可しないことができる。

一 アリーナの管理上支障があるとき。

二 この条例の趣旨に照らし、アリーナを使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第四条 知事は、第二条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。

四 アリーナの管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

五 詐欺その他不正な行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになつ

たとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第五条 使用者は、アリーナに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、アリーナの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の納入等)

第七条 使用者（障害者その他の規則で定める者を除く。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(原状回復義務)

第八条 使用者は、アリーナの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第四条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第九条 アリーナを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

一 アリーナの施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。

<p>二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。</p> <p>四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。</p> <p>五 火気又は危険物を取り扱わないこと。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項</p> <p>2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、アリーナから退去を命ずることができる。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、アリーナの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、アリーナの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>一 県民がアリーナを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>二 アリーナの管理に関する事業計画が、アリーナの適正な管理のために適切なものであること。</p> <p>三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。</p> <p>4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。</p> <p>5 指定管理者は、その名称、主たる事務所所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十一条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 アリーナの管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従</p>	<p>われないとき。</p> <p>二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>三 第十三条各号に掲げる基準を遵守しないとき。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時にアリーナの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。</p> <p>3 前項の場合にあつては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十二条 アリーナの管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条から第五条まで及び第九条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 アリーナを活用した障害者のスポーツ活動の指導及び普及に関すること。</p> <p>二 アリーナの維持管理に関すること。</p> <p>三 利用者への便宜の供与に関すること。</p> <p>四 利用の促進に関すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。</p> <p>(管理の基準)</p> <p>第十三条 指定管理者が行うアリーナの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>イ 火曜日(当該火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日)を休業日とすること。</p> <p>ロ 休日の翌日(当該翌日が日曜日又は休日である場合を除く。)を休業日とすること。</p> <p>ハ 十二月二十九日から翌年の一月三日までを休業日とすること。</p> <p>ニ イから八までに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに</p>
---	---

当たっては、あらかじめ知事の承認を受けること。
二 利用時間については、次に掲げるとおりとする。こと。
イ 午前九時から午後九時までを利用時間とする。ただし、十月から翌年四月までの間は、午前十時から午後九時までを利用時間とする。こと。
ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を受けること。

三 アリーナの管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、アリーナの利用を制限すること。
四 アリーナの管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第十四条 指定管理者は、毎事業年度、アリーナの管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第十五条 指定管理者は、やむを得ない理由によりアリーナの管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第十六条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十条第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第十条第五項の規定による届出があったとき。
- 三 第十一条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

(過料)

第十七条 第四条の規定による停止の命令又は第九条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第六条、第十一条関係)

フロア	区 分		金 額 (一時間につき)
	全部を利用する場合	二分の一を利用する場合	
サウンドテニールテニス室			三五〇円

岐阜県福祉友愛プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県福祉友愛プール条例の一部を改正する条例

岐阜県福祉友愛プール条例 (平成二十七年岐阜県条例第五十四号) の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「プール」を「この条例の趣旨に照らし、プール」に改める。

第七条第一項中「使用者」の下に「障害者その他の規則で定める者を除く」を加える。

別表を次のように改める。

別表 (第六条、第十一条関係)

温水プール	区 分		金 額
	一般利用		
			一人一回につき四〇〇円

会議室	全部利用	一時間につき三、〇〇〇円
	コース利用（コースにつき）	一時間につき五〇〇円
		一時間につき七五〇円

備考 一般利用とは、温水プールの全部又は一部を貸し切ることなく個人で利用することをいふ。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例（昭和四十二年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表関市の項選挙区の名称の欄中「関市」を「関市・美濃市」に改め、同項選挙区の区域の欄中「関市」の下に「及び美濃市」を加え、同項中「二人」を「三人」に改め、同表美濃市の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

平成三十年七月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社